

福山市告示第339号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達します。

送達すべき書類は、福山市長が保管しており、いつでも送達を受けるべき者に交付します。

ついては、同条第2項及び福山市税条例（昭和41年条例第89号）第6条の規定により告示します。

2026年（令和8年）7月31日

福山市長 枝 広 直 幹
(企画財政局税務部納税課)

- 1 送達を受けるべき者 別紙公示送達書のとおり
- 2 送達すべき書類 別紙公示送達書のとおり

公 示 送 達 書

項番	送達を受けるべき者	送達すべき書類	送付日
1	和光建設株式会社	差押調書(謄本)	2026年(令和8年)5月28日
2	NGUYEN LE THU HA	差押調書(謄本)	2026年(令和8年)6月12日
3	藤井 翼	差押調書(謄本)	2026年(令和8年)7月 7日
4	登野城 大輝	差押調書(謄本)	2026年(令和8年)7月16日
5	**以下余白**		
6			
7			
8			
9			
10			

この掲示を始めた日から起算して7日を経過した時、上記の書類の送達があったものとみなされます。

送達する書類の保管場所 福山市役所 税務部納税課